

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 JRR-3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（199）」
2. 日時：令和2年6月19日（金）10時00分～12時10分
3. 場所：
  - (1) 原子力規制庁10階南会議室
  - (2) 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - (1) 原子力規制庁
    - 原子力規制部 新基準適合性審査チーム
    - 戸ヶ崎安全規制調整官、上野管理官補佐、加藤安全審査官、川末安全審査官、荒川安全審査専門職
    - 原子力規制企画課 火災対策室
    - 守谷室長、阿部係長
    - 原子力規制部 専門検査
    - 松本主任原子力専門検査官
  - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
    - 研究炉加速器技術部 JRR-3 管理課 担当者 他11名
5. 要旨
  - (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和2年5月28日付けで申請があった原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請（その13）に関し、内部火災影響評価、外部事象影響等の申請概要について、資料R3-199-1及び資料R3-199-2に基づき説明があった。
  - (2) 上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - 内部火災影響評価に関し、設工認申請（その13）の申請範囲を明確にして、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保していることを整理して説明する必要があること。
    - 内部火災影響評価に関し、発火源の想定について、防護対象設備自体を発火源とする考え方を整理して説明する必要があること。
    - 外部事象影響に関し、航空機の落下により発生する火災及び森林火災の重畳事象が、評価対象施設の構造健全性に影響を及ぼさないことを説明する必要があること。
  - (3) 原子力規制庁から、設工認申請の工事の内容に試験炉規則第3条の2の3に基づく使用前事業者検査の項目を記載する必要がある、詳細を別途提示することを

伝え、原子力機構から了解した旨回答があった。

(4) 原子力規制庁から、JRR-3原子炉施設の燃料要素について、設工認申請(その11)及び設工認申請(その13)の認可によって新規性基準への適合性が確認され、これ以外に設工認申請を行う予定がないか確認し、原子力機構より設工認申請の予定がない旨の回答があった。

## 6. 配付資料

### (1) 原子力機構からの配付資料

- ・ 資料R3-199-1 内部火災影響評価
- ・ 資料R3-199-2 JRR-3原子炉施設の構造(外部事象影響)
- ・ 資料R3-199-3 制御棒の挿入性に係る説明書(制御棒駆動機構)
- ・ 資料R3-199-4 内部溢水影響評価